

(月刊 国際法務戦略 連載)

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第45回

中国における中古機械設備の輸入 (2)

黒田法律事務所 萱野 純子・山上祥吾

Sumiko Kayano, Shogo Yamagami / Kuroda Law Offices

近時、中国における中古機械設備の輸入が非常に盛んに行われていることから、前回の連載では中古機械設備の輸入に焦点をあて、中外合弁企業における中古機械設備の取得の可否、中古機械設備の輸入手続に関する中国の法律・法規について検討した。特に、中古機械設備の輸入手続においては、「機械電気製品輸入管理弁法」による輸入許可手続と、「輸入中古機械電気製品の検査監督手続規定」による検査手続を行う必要があることに注意を要する。

そして今回も前回に引き続き、中古機械設備の輸入に関連するその他の問題について検討する。

## 一 中古機械設備の無償譲渡

Q1 日本企業A社がその出資する中外合弁企業B公司に対して譲渡する予定の中古機械設備は、日本におけるA社による使用の結果、すでに減価償却が終了しています。そこで、A社はB公司に対して当該中古機械設備を無償で譲渡することを検討しているのですが、これは可能でしょうか。また、無償譲渡が可能な場合、注意すべきことはあるのでしょうか。

A1 中国国外から中国国内への中古機械設備の無償譲渡を禁止する法律・法規はありませんので、A社は、減価償却が終了した中古機械設備を、無償でB公司に譲渡することができます。もっとも、中古機械設備に関する取引の場合、無償であっても中国に輸入される際に関税及び輸入段階増徴税を納付する必要があることに注意する必要があります。

## 1 中古機械設備の無償譲渡

中外合弁企業が、減価償却が終了した中古機械設備を、外国企業から無償で譲り受けることは可能である。なぜなら、中国国外から中国国内への中古機械設備の無償譲渡を禁止する法律・法規はなく、また、中外合弁企業法第10条は、「合弁企業が認可を受けた営業範囲で必要とする原材料、燃料等の物資は、公平、合理の原則に従い、国内市場又は国際市場で購入することができる。」と規定しているところ、減価償却が終了した中古機械設備であれば、むしろ無償で譲り受けることが公平、合理的であるといえるからである。

## 2 中古機械設備の輸入に対する課税

中国国務院は、1998年1月1日の「輸入設備の税收政策の調整に関する国務院の通知」により、国が発展を奨励する国内投資プロジェクト及び外商投資プロジェクトの輸入設備について、規定の範囲内で、関税及び輸入段階増値税を免除することを決定している。具体的には、外商投資の分野においては、「外商投資産業指導目録」の奨励類に合致し、かつ技術を譲渡する外商投資プロジェクトの場合、投資総額の範囲内で輸入する自社用設備は、「外商投資プロジェクトの免税されない輸入商品目録」に列記される商品を除き、関税及び輸入段階増値税が免除される。

しかし、「税関総署の『国内投資プロジェクトの免税しない輸入商品目録(2000年改訂)』の一部の条目の調整に関する通知」によれば、「中古機械電気設備」は免税されない商品とされているため、中古機械電気設備の輸入においては関税及び輸入段階増値税の免除を受けることができず、関税及び輸入段階増値税が課されることになる。

## 3 輸入貨物の課税価格の確定

輸出入貨物の課税価格の確定については、近時、「中華人民共和国輸出入関税条例」が改正され、同改正法は2003年11月23日に公布され、2004年1月1日に施行された（以下、改正された「中華人民共和国輸出入関税条例」を「関税条例」という）。

そして、関税条例によれば、輸入貨物の課税価格は、一定の条件と合致する成約価格並びに当該貨物が中国国内の輸入地点に輸送され荷下ろしされるまで

の輸送及びその関連費用、保険料を基礎として、税関により審査・確定される（関税条例第18条第1項）。

また、輸入貨物の成約価格とは、売主が中国国内に当該貨物を販売する時、買主が当該貨物を輸入するために売主に対し実際に支払ったもの又は支払うべきものであり、かつ一定の条件に従って調整された後の価格総額で、直接的に支払われる価格及び間接的に支払われる価格を含むものという（関税条例第18条第2項）。

したがって、中古機械設備が輸入される場合も、原則として上記の関税条例第18条の規定に従って課税価格が確定されることになる。

#### **4 無償譲渡の輸入の場合の課税価格の確定**

中古機械設備の無償譲渡の場合、関税条例第18条に規定されるような成約価格は存在しない。そこで、関税条例のその他の規定によって課税価格が確定される。

すなわち、輸入貨物の成約価格が確定できない場合、税関は関係する状況を調査の上、かつ納税義務者と価格を協議した後、以下の価格の順に当該貨物の課税価格を評価する（関税条例第21条第1項）。もともと、納税義務者は、税関に関連資料を提供した後、以下の第3号と第4号の適用順序を逆にすることを申請することができる（同条第2項）。

- (1) 当該貨物と同時又はほぼ同時に中国国内で販売された同一の貨物の成約価格。
- (2) 当該貨物と同時又はほぼ同時に中国国内で販売された類似の貨物の成約価格。
- (3) 当該貨物の輸入と同時又はほぼ同時に、第一販売段階において、当該輸入貨物、同一又は類似の輸入貨物を、特殊な関係のない買主に販売した最大数量の取引における一単位の価格（但し、一定の項目が控除される）。
- (4) 以下の項目の総額に従って計算した価格：当該貨物を生産するのに使用する材料・部品のコスト及び加工費用、中国に向けて同等又は同種の貨物を販売した場合の通常利益及び一般的な費用、当該貨物を中国の輸入地点に輸送し荷下ろしするまでの輸送及びその関連費用、保険料。
- (5) 合理的な方法をもって評価した価格。

## 二 中古機械設備にコンピューターソフトウェアがインストールされている場合

Q 2 日本企業A社がその出資する中外合弁企業B公司に対して譲渡する中古機械設備には、A社が開発したコンピューターソフトウェアがインストールされています。この場合、中古機械設備の輸入契約の他に、コンピューターソフトウェアに関する輸入契約を締結する必要があるのでしょうか。

A 2 A社がB公司に対して譲渡する中古機械設備にコンピューターソフトウェアがインストールされていたとしても、中古機械設備の輸入契約を締結すれば、別途当該コンピューターソフトウェアについての輸入契約を締結しなくても当該コンピューターソフトウェアを輸入することができます。

もっとも、当該コンピューターソフトウェアに関してA社とB公司との間に将来生じうる紛争を防止するため、中古機械設備の輸入契約とは別に、当該コンピューターソフトウェアの使用許諾契約またはその著作権の譲渡契約を締結すべきであると考えます。

なお、当該コンピューターソフトウェアの使用許諾契約またはその著作権の譲渡契約を締結する場合、「中華人民共和国技術輸出入管理条例」が適用され、当該コンピューターソフトウェアが自由輸入技術である場合には契約の登記管理が行われます。

また、A社がB公司に対し当該コンピューターソフトウェアの専用的使用許諾を行い、A社がB公司からライセンスフィーを取得しようとする場合、またはA社がB公司に対しコンピューターソフトウェアの著作権を譲渡し、A社がB公司からその対価を取得しようとする場合は、B公司からA社への国外送金のために、「コンピューターソフトウェア保護条例」に基づく中国版權保護センターにおける登記も行っておく必要があると考えます。

## 1 中古機械設備にインストールされたコンピューターソフトウェアの輸入手続

中外合弁企業がその出資者である外国企業から譲渡を受ける中古機械設備にコンピューターソフトウェア（以下、「ソフトウェア」という。）がインスト

ールされていたとしても、中外合弁企業と外国企業との間で中古機械設備の輸入契約が締結されている以上、ソフトウェアが中古機械設備と同時に輸入される付属のソフトウェアであることを輸入者である中外合弁企業が説明すれば、別途ソフトウェアについて輸入契約を締結しなくてもソフトウェアを輸入することができる。

## 2 ソフトウェア輸入契約締結の必要性

- (1) 上記1のように中古機械設備にインストールされたソフトウェアについて、別途輸入契約を締結しなくてもソフトウェアを輸入することができるとしても、ソフトウェアに関して中外合弁企業と外国企業との間に将来生じうるソフトウェア著作権の帰属、ソフトウェアの使用態様、対価の支払等を巡る紛争を防止するため、中古機械設備の輸入契約とは別に、ソフトウェアの使用許諾契約またはソフトウェア著作権の譲渡契約を締結しておくべきである。
- (2) そして、外国企業をライセンサー、中国企業をライセンシーとするソフトウェアの使用許諾契約、または外国企業を譲渡人、中国企業を譲受人とするソフトウェア著作権の譲渡契約を締結した場合は、中国への技術の輸入と同視され、「中華人民共和国技術輸出入管理条例」（以下、「技術輸出入管理条例」という）が適用されると解される。したがって、当該ソフトウェアが自由輸入技術に該当する場合には、契約の登記管理が行われることになる（技術輸出入管理条例第17条）。
- (3) また、外国企業が中国企業に対しソフトウェアの専用的使用許諾を行い、外国企業が中国企業からライセンスフィーを取得しようとする場合、または外国企業が中国企業に対しソフトウェア著作権を譲渡し、外国企業が中国企業からその対価を取得しようとする場合は、中国国外への外貨送金のために、「コンピューターソフトウェア保護条例」（以下「保護条例」という）に基づく中国版權保護センターにおける登記も行っておく必要があると解される。

すなわち、保護条例第21条の文言によれば、ソフトウェアの専用的使用許諾またはソフトウェア著作権の譲渡契約の締結については、国家版權局が認定した中国版權保護センターにおいて当該契約を登記することができる」とされているにすぎず、ソフトウェアの使用許諾契約またはソ

フトウェア著作権の譲渡契約を登記すべき法律上の義務が契約当事者にあるわけではない。

しかし、ソフトウェアの専用的使用許諾契約に基づくライセンスフィーの国外送金やソフトウェア著作権の譲渡代金の国外送金を行う場合、外国為替管理局がソフトウェアの専用的使用許諾契約またはソフトウェア著作権の譲渡契約に関する中国著作権保護センター発行の登記証書の提出を要求するため、結局、中国著作権保護センターでの登記手続を行っておく必要がある。

なお、外国企業をライセンサー、中国企業をライセンシーとする非専用的使用許諾が締結された場合は、そもそも保護条例に基づく契約の登記ができないため、ライセンスフィーの国外送金のために中国著作権保護センターでの登記手続を行う必要はない。

### III 中古機械設備の譲渡契約書の言語

Q 3 中外合弁企業B公司がその出資者である日本企業A社から中古機械設備を購入する場合において、A社とB公司との間で締結される売買契約書を中国語で作成する必要はあるのでしょうか。仮に中国語でも作成する必要があるにしても、日本語で作成した契約書にのみ代表者が署名し、その翻訳として中国語の契約書を作成するだけで十分なのではないでしょうか。

A 3 A社とB公司との間で締結される中古機械設備の売買契約書については、日本語だけでなく、中国語でも作成する必要があると考えます。なぜなら、「中古機械電気製品の輸入管理を強化することに関する補充通知」において、一部の製品を除き、税関は契約書等に基づいて中古機械電気製品の検査を行う旨が規定されており、さらに、「輸入中古機械電気製品の検査監督手続規定」において、積込前の予備検査の場合も、着荷後の検査の場合も、輸入中古機械電気製品の品名、規格、型番、数量、製造地、製造日、新旧状況、価格等の貨物の実際の状況が、契約書または協議書と合致しているかが検査されると規定されているため、契約書を中国の検査機関に提出する必要があるからです。

なお、当該売買契約書については日本語版と中国語版を作成して両者が同等の効力を有する旨を規定し、その両者に当事者双方の代表者が署

名すべきです。ご質問のように日本語で作成した契約書にのみ代表者が署名し、その翻訳として中国語の契約書を作成した場合、法律の根拠がないにもかかわらず検査機関から翻訳が正しいことの証明を要求されたりする可能性や、中国側出資者が無断で中国語訳を修正してしまう可能性がありますので、望ましくありません。

## 1 中古機械設備の譲渡契約の言語

中外合弁企業等の外商投資企業がその出資者である外国企業から中古機械設備を譲り受ける場合、当該中古機械設備についての譲渡契約（例えば売買契約）が締結される。

この譲渡契約で使用される言語について、「機械電気製品輸入管理弁法」、「輸入中古機械電気製品検査監督管理弁法」、「輸入中古機械電気製品の検査監督手続規定」（以下、「検査規定」という。）等の中古機械設備の輸入に関する法律・法規は、明確に規定しておらず、法律上は契約当事者間の意思により自由に定められるはずである。

しかし、「輸入中古機械設備の管理を強化することに関する補充通知」第2条に、外商投資企業が投資総額の範囲内で自社用中古機械電気製品を輸入する場合、一部の製品を除き、税関は契約書等に基づいて中古機械電気製品の検査を行う旨が規定されていることから、中古機械設備が契約書の規定する検査基準に合致することが要求されていると解される。又、上記の検査規定第18条第2項において、積込前の予備検査の場合も、着荷後の検査の場合も、輸入中古機械電気製品の品名、規格、型番、数量、製造地、製造日、新旧状況、価格等の貨物の実際の状況が、契約書または協議書と合致しているかが検査されると規定されている（検査規定第18条第2号、第31条第1号3）。

したがって、検査機関は、輸入の対象となる当該中古機械設備と契約書とを照合するのであるから、検査をスムーズに受けるためには、予め中国語でも契約書を作成しておくことが望ましいと思われる。

## 2 中国語で作成した契約書の取扱い

中国の政府機関への提出が予定されている外商投資企業とその出資者である外国企業との間の契約書について、外国語と中国語の2種類の言語によって作成するものの、提出用に中国語で作成した契約書に署名することには抵抗感が

あることから、外国語で作成した契約書にのみ当事者の代表者が署名する一方、中国語で作成した契約書は単なる翻訳として扱い、当事者の代表者の署名を要求しないという方法を採用することを検討する企業もある。

しかし、中古機械設備の輸入における譲渡契約の検査では、検査機関が中国語で作成した契約書と実際に輸入された中古機械設備とを照合するため、法律の根拠がないにもかかわらず、中国語で作成された契約書が、正本である外国語で作成された契約書の翻訳として正確であることを証明するよう要求される可能性がある。

また、法律の根拠がないにもかかわらず、翻訳にすぎない中国語で作成された契約書にも当事者双方が代表者によって署名するよう要求される可能性もある。

これらの場合、翻訳が正確であることの証明を行ったり、中国語で作成された契約書に新たに署名を行うのにさらに時間がかかり、その分検査が遅れることになる。

また、翻訳に当事者双方が署名する場合は、翻訳という扱いであった中国語で作成された契約書にも、当事者双方の署名により正本と同様の法的効力が生じると判断される可能性がある。

さらに、当事者双方が事前に中国語版と外国語版の双方の内容を照らしあわせ、その内容が正確であることを確認した上で中国語版と外国語版の両方を正本として代表者によって署名しておかないと、中外合弁企業の場合は中国側出資者により外国企業に無断で契約書の中国語訳を修正され、中国語訳と外国語で作成された正本の内容が対応しなくなるという事態が生じる可能性もある。

したがって、中国の政府機関への提出が予定されている契約書については、中国語版と外国語版を作成し、かつ両者が同等の効力を有するとする旨の規定を置き、予め両者の内容が対応していることを十分に確認した上で契約を締結すべきである。